二七一〇・二〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） ㈠　揮発油 C　その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税	
	㈡　灯油 B　その他のもの (1)　ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	無税	
	(2)　その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税	
	㈢　軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税	
	㈣　重油及び粗油 A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	無税	
	(b)　その他のもののうち 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの	無税	

別表第一第四一〇一・二〇号中「原皮（」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。

別表第一の三第一〇・〇一項を次のように改める。

一〇・〇一	小麦及びメスリン						
	デュラム小麦						
	播種用のもののうち						
一〇〇一・一一	別表第一第一〇〇一・一一号に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき一一円六三銭	一キログラムにつき一一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき九円八〇銭
	その他のもののうち						
一〇〇一・一九	別表第一第一〇〇一・一九号に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき一一円六三銭	一キログラムにつき一一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき九円八〇銭
	別表第一第一〇〇一・一九号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一一円六三銭	一キログラムにつき一一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき九円八〇銭

別表第一の三第一〇・〇三項を次のように改める。

一〇・〇三	大麦及び裸麦						
	播種用のもののうち						
一〇〇三・一〇	別表第一第一〇〇三・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき一一円七三銭	一キログラムにつき一一円四七銭	一キログラムにつき一一円二〇銭	一キログラムにつき〇円九三銭	一キログラムにつき〇円六七銭	一キログラムにつき〇円四〇銭
	その他のもののうち						
一〇〇三・九〇	別表第一第一〇〇三・九〇号に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき一一円七三銭	一キログラムにつき一一円四七銭	一キログラムにつき一一円二〇銭	一キログラムにつき〇円九三銭	一キログラムにつき〇円六七銭	一キログラムにつき〇円四〇銭
	別表第一第一〇〇三・九〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一一円七三銭	一キログラムにつき一一円四七銭	一キログラムにつき一一円二〇銭	一キログラムにつき〇円九三銭	一キログラムにつき〇円六七銭	一キログラムにつき〇円四〇銭

別表第一の三第一〇・〇八項を次のように改める。

一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物						
	ライ小麦のうち						
一〇〇八・六〇	別表第一第一〇〇八・六〇号に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき一一円六三銭	一キログラムにつき一一円二七銭	一キログラムにつき〇円九〇銭	一キログラムにつき〇円五三銭	一キログラムにつき〇円一七銭	一キログラムにつき九円八〇銭
	別表第一第一〇〇八・六〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一一円七三銭	一キログラムにつき一一円四七銭	一キログラムにつき一一円二〇銭	一キログラムにつき〇円九三銭	一キログラムにつき〇円六七銭	一キログラムにつき〇円四〇銭

別表第一の三第一九〇四・三〇号を次のように改める。

一九〇四・三〇	ブルガー小麦のうち						
	別表第一第一九〇四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき〇円二〇銭	一キログラムにつき九円四〇銭	一キログラムにつき八円六〇銭	一キログラムにつき七円八〇銭	一キログラムにつき七円	一キログラムにつき六円二〇銭
	別表第一第一九〇四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一一円七三銭	一キログラムにつき一一円四七銭	一キログラムにつき一一円二〇銭	一キログラムにつき〇円九三銭	一キログラムにつき〇円六七銭	一キログラムにつき〇円四〇銭

別表第一の六第三項の品目欄中「第〇四〇一・三〇号の一の㈠」を「第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一の㈠」に、「第〇四〇一・三〇号の一の㈡」を「第〇四〇一・五〇号の一の㈡」に改める。

別表第一の六第一二項の品目欄中「第〇七一三・三三号の二の㈡」の下に「、第〇七一三・三四号の二の㈡、第〇七一三・三五号の二の㈡」を、「第〇七一三・五〇号の二の㈡」の下に「、第〇七一三・六〇号の二の㈡」を加える。

別表第一の六第一三項の品目欄中「第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・九〇号又は第一〇〇八・九〇号の二の㈠」を「第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号、第一〇〇一・九九号又は第一〇〇八・六〇号」に改める。

別表第一の六第一四項の品目欄中「第一〇〇三・〇〇号」を「第一〇〇三・一〇号又は第一〇〇三・九〇号」に改める。